

横浜市立さつきが丘小学校 いじめ防止基本方針

令和5年 3月31日 改訂

1・いじめ防止に向けたさつきが丘小学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」または、「当該行為の対象となった児童が気づいていなくても、避けたり、仲間外れにしたりするもの」をいう。

②いじめ防止に向けての基本理念

全ての児童は、かけがえのない存在である。そのかけがえのない児童にとっていじめは健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。このことを深く受け止め、以下に基本理念を掲げていじめ防止に取り組む。

- (1) いじめは、どの学校にも、どの集団にも、どの児童にも起こりうるものであるとの認識に立ち、全ての教職員が児童の状態を細かに把握する。
- (2) いじめは人間の尊厳を傷つける深刻な人権侵害であるとの認識に立ち、児童が相互の人格を尊重し、自己有用感を高められる教育活動を推進する。
- (3) 児童の生命及び心身を保護することが最も重要であるという認識に立ち、家庭、地域、関係諸機関等と連携しながら、被害児童には寄り添い守り通す、加害児童には毅然とした態度で指導を行う、周囲の児童にはいじめ阻止のために行動できる態度を養うようにしていく。

2・学校いじめ防止対策委員会の設置

①組織の構成

管理職、児童支援専任、人権教育担当、学年主任、教務主任、養護教諭（必要に応じて他の職員及び心理や福祉等の専門家の参加を求める）によって構成する。

②委員会の運営

- 委員会は、毎月1回定期的に開催する
- いじめの疑いがある段階で、専任、学年、管理職で共有し、直ちに委員会を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、所定の様式に会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。

- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、年4回全校児童に対してアンケートを実施し、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・事実確認後、いじめと判断された場合は、教育委員会に報告、全職員での見守りを行う。
- ・被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行）を行う。

3・学校におけるいじめの防止等に関する取組

①いじめの未然防止に向けて

- （1）児童一人ひとりに対して、道徳教育を中心に、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して、「いじめを許さない心」「いじめを起こさない力」を育成する。
- （2）児童一人ひとりが活躍し、自己有用感や自尊感情を育むことのできる「集団づくり」「授業づくり」への取組を充実させる。
- （3）教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめの助長につながったりすることのないよう、校内研修等を通して教職員の人権感覚を磨く。
- （4）「インターネット安全教室」等の実施を通して、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について児童の意識向上及び保護者への啓発に努める。
- （5）教育相談、懇談会、学校便りなどを通じて、情報収集と未然防止の啓発に努める。
- （6）外国からの帰国・再入国、性同一性障害や性的志向・性自認、発達障害を含む障害を理由としたいじめや偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に配慮する。

②いじめの早期発見

- （1）いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを認識し、些細な兆候であっても軽視することなく、いじめを積極的に認知するよう研修等を通して教職員のいじめに対する感度を高める。

- (2) いじめの疑いがあることを認知した場合は、決して一部の教職員が抱え込むことなく全教職員で情報を共有化し組織的に対応する。
- (3) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- (4) インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努める。

③いじめに対する措置

- (1) 早い段階から多角的な視点での検討や複数の職員による対応など、学校全体での対応を徹底する。
- (2) いじめを発見・通報を受けた場合には、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催し、共通理解のもと、役割分担などの対応方針を決定する。
- (3) 直ちに関係者からの情報収集を綿密に行い、記録を取りながら事実確認をする。
- (4) 被害児童の安全を確保し、被害児童及び保護者に対する支援を行う。また、加害児童に対して、人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、その保護者への助言を行う。
- (5) 全教職員で共通理解するとともに、関係機関・専門機関と連携して対応する。
- (6) 被害児童の生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合は警察へ通報し、連携して対応する。
- (7) インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、教育委員会や警察と提携し、管理者などに情報削除を求める。

④いじめの解消

- (1) 被害児童が安心して学校生活を送れるよう、複数の教員で見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。また、被害児童が安心して教育を受けるために必要であると認める場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間別室で授業を行わせる。
- (2) 加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・助言する。
- (3) 観衆・傍観児童に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許させない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を養うよう指導する。
- (4) 少なくとも次の2つの要件が満たされている場合にいじめの解消とすることを全職員が共通理解する。
 - ・ いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること。
 - ・ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

※担任教諭は、被害児童及び加害児童の人間関係を含む学校生活の様子を注視しながら、被害児童及び保護者が安心して学校生活を送れていることを3か月を目安に複数回、面談等で確認する。

⑤教職員等への研修

- (1) いじめ防止年間計画の作成・共通理解 (4月)
- (2) 「いじめ根絶メソッド」を使ったいじめ防止研修会 (いじめ防止対策委員会内で実施)
- (3) 具体的な事例研修や道徳教育研修、児童理解研修

⑥学校運営協議会等の活用

学校関係者評価委員会や、PTA、谷本中学校地区懇談会等を通して、いじめの問題などを共有し、保護者、地域と連携して解決する仕組み作りを推進する。

⑦取組の年間計画

月	子ども	職員	保護者・地域
4月	学年(学級)集会	・年間計画と重点指導内容等の確認 ・引き継ぎ ・中学校ブロック定例会①	学級・学年懇談会
5月	・いじめ早期発見のための記名式アンケート①		地域訪問 学校説明会
6月	・第1回 YP アセスメント実施 ・あのねタイム実施(面談) ・人権週間	・中学校ブロック定例会②	学・家・地連
7月	・学校生活アンケート実施② ・横浜子ども会議(中学校ブロック)	・道徳教育研修 ・人権研修	
8月	・横浜子ども会議(区交流会)	・児童理解研修	
9月			個人面談
10月		・中学校ブロック定例会③	学級・学年懇談会
11月	・人権週間 ・第2回 YP アセスメント実施・面談		
12月	・いじめ防止月間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン実施(アンケート実施③)		個人面談(希望制)
1月	・学校生活アンケート実施④		
2月	・子ども会議振り返り	・中学校ブロック定例会④	学級・学年懇談会
3月	・学年(学級)集会	・年間振り返り ・新年度への引き継ぎ	
年間		・いじめ防止対策委員会(月1回・随時) ・いじめ防止研修	

4・重大事態への対処

①定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とする。

「いじめ防止対策推進法第28条1項、同2項」

②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告をするとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

③対応

- （1）当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなどの外部専門機関の協力を仰ぎながら、「学校いじめ防止対策委員会」が中心となり、学校組織をあげて行う。
- （2）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。その際、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- （3）被害児童やその保護者及び加害児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。（必ず複数の職員で対応し、関係者の個人情報に配慮する）
- （4）被害児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明をするとともに、解決に向け協力を依頼する。
- （5）「学校いじめ防止対策委員会」を中心に速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて確実に実践する。
- （6）マスコミ対応については、窓口を校長又は副校長にし、一本化を図る。

5・いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針をもとにして再度見直しを検討し、措置を講じる。